

洲本市制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札参加資格

入札参加資格を有する者は、洲本市契約規則（平成 18 年洲本市規則第 53 号）第 4 条に規定する競争入札参加資格者名簿において公告に定める工種又は区分を希望業種として登載されている者で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 当該入札の参加申込期間の最終日から入札日までの間に、洲本市指名停止基準（平成 18 年洲本市訓令第 53 号）に基づく指名停止又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）。
- (4) 当該入札に係る工事の工種について、建設業法の規定による建設業の許可（5,000 万円以上（建築一式工事の場合は、8,000 万円以上）の工事を下請させる場合は、特定建設業の許可）を有すること。
- (5) 建設業法第 26 条の規定により、当該入札に係る工事の工種の技術者（5,000 万円以上（建築一式工事の場合は、8,000 万円以上）の工事を下請させる場合は、監理技術者）を当該工事に配置できること。
同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、当該工事に当該技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退をすること。
落札者は、契約期間中、当該工事に配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。
- (6) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
- (7) 入札公告に当該工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、次のいずれにも該当しないこと
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
 - ウ その他当該受託者との間に特別な提携関係があると認められる者
- (8) 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準の「2 入札を無効とする基準」に該当しない者であること。基準に該当する者の行った入札は無効とする。

2 契約条項を示す場所及び期間

洲本市契約規則及び工事請負契約書等については、洲本市財務部財政課において、公告に定めるところにより閲覧に供する。

3 入札参加申込書等の交付

入札参加申込書等の様式については、電子入札システムポータルサイト又は洲本市ホームページにおいて、公告の定めるところにより交付する。

4 入札参加の申込

当該入札案件に参加を希望する者は、公告の定めるところに従い、入札参加申込期間内に、電子入札システムにより申込みを行わなければならない。

5 紙入札による入札参加の承認及び入札参加の申込

紙入札による参加を希望する者は、電子入札によることができない理由を明らかにした紙入札承認申請書を洲本市財務部財政課へ持参により提出し、市長の承認を得なければならない。

紙入札による参加が承認された者（以下「紙入札者」という。）は、公告の定めるところに従い、入札参加申込期間内に、次に掲げる書類を洲本市財務部財政課へ持参により提出しなければならない。

- ① 制限付き一般競争（事後審査型）入札参加申込書（様式第2号の2）
- ② 設計図書購入申込書（様式第5号の1）又は設計図書複写申込書（様式第5号の2）
※ 設計図書等の複写を希望する場合
- ③ その他市長が必要と認める資料

6 入札保証金

入札保証金は、国（公社、公団を含む。）、地方公共団体等との契約締結及び履行の実績、経営規模その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、免除する。

7 設計図書等の閲覧及び交付

当該工事に係る設計図書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）は、洲本市財務部財政課において、公告の定めるところにより、閲覧に供する。

設計図書等の複写を希望する者は、公告に定めるところに従い、交付を受けることができる。また、紙入札者は、設計図書購入申込書（様式第5号の1）又は設計図書複写申込書（様式第5号の2）を入札参加申込期間内に提出することで、別に指示する方法により、有償又は無償で設計図書等の交付を受けることができる。

8 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対し質問がある場合は、公告の定めるところに従い、質問書（様式任意、質問者名必須）を提出することができる。

(2) 質問に対する回答

前号の質問に対する回答は、公告の定めるところに従い、入札参加申込者に対し回答するとともに、洲本市財務部財政課において閲覧に供する。

9 入札に関する条件

入札に参加する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 電子入札に関する事項

- ① 公告の定めるところに従い、件名、入札金額及び入札者名等について、電子署名を施した上で当該電子署名に係る電子証明書とともに送信される入札に関する情報（以下「電子入札書」という。）を、電子入札による入札期間内に提出すること。
- ② 提出した電子入札書の記録内容が破損していない又は記録内容が不明でないこと。
- ③ ICカードを不正に使用していないこと。
- ④ 建設工事の入札については、第1回目の入札に際し、工事費積算内訳書（件名及び入札者名をファイル名及びファイル内容に明記し、別に定める内容を入力したもの）を、電子入札による入札期間内に提出しなければならない。

(2) 紙入札に関する事項

- ① 紙入札者は、開札日時までに開札場所に入室していること。
- ② 同一事項の入札について、1 者の入札者が 2 通以上した入札でないこと。
- ③ 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ねた入札又は複数の入札者の代理をした者による入札でないこと。
- ④ 入札書に入札金額、入札者に関する記名押印があり、入札内容が明確であること。また、代理人が入札する場合は、入札者（委任者）又は代理人に関する記名押印があること。
- ⑤ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ⑥ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- ⑦ 建設工事の入札については、第 1 回目の入札に際し、工事費積算内訳書（入札者が記名押印し、別に定める内容を記載したもの）を提出しなければならない。

(3) 共通事項

- ① 談合その他の不正行為によってなされたと認められる入札でないこと。
- ② 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札金額、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札金額による入札でないこと。
- ③ 入札書（電子入札書）に記載（入力）された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。
- ④ 入札回数は 2 回までとし、再入札は、特に指示した場合を除き、原則として開札日当日に行うこととし、それに参加できる者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - ア 第 1 回目の入札に参加し、最低制限価格（調査最低制限価格）以上の価格をもって有効な入札をした者
 - イ 第 1 回目の入札において、上記(1)の①から④、(2)の①、②、③及び⑦、並びに(3)の①及び②の事項により無効となった者ではない者

10 入札に際しての注意事項

入札に参加する者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守ること。

- (1) 入札金額及びくじ番号は、アラビア数字で表記又は入力すること。
- (2) 入札者は、設計図書等、契約条項及び現場等を熟知した上で、入札しなければならない。
- (3) 紙入札者は、入札書を作成して封入し、封書には件名、宛名、入札者名及び代表者職氏名を表記して、公告に示す日時及び場所において入札担当者の指示に従って入札箱に投入しなければならない。
- (4) 入札書を入札箱に投入した後は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。また、電子入札書を電子入札システムにより提出した後は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、同一技術者を重複して複数工事の配置予定技術者としていた場合において、他の工事を落札したことにより、当該工事に当該技術者を配置することができなくなったとき等、入札手続を継続し難い特別な事情が発生した場合は、入札を辞退しなければならない。
- (5) 電子入札システムの操作に当たっては、十分な余裕時間を考慮して各種手続を行うこと。また、再入札に備え、開札日時経過後の状況確認を怠らないこと。
- (6) 電子入札システムにより発行される各種通知書及び受信確認等については、入札者各自において印刷及び保存すること。

- (7) 工事費積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。ただし、入札金額と著しい乖離がみられる場合は、事情を確認し、再度提出を求めることがある。
- (8) 落札者は、必要となる建設業退職金共済組合証書を購入の上、発注者用掛金収納書を契約締結時に提出しなければならない。なお、落札者が建設業退職金共済組合に未加入の場合は、同組合に加入の上、手続をしなければならない。
- (9) 落札者は、工事の一部を下請させる場合は、その金額にかかわらず、原則として施工体制台帳及び施工体系図の写しについて下請契約締結後速やかに提出しなければならない。また、下請契約に変更が生じた場合は、その都度監督員に提出し、確認を受けるものとする。なお、落札者が直接契約を締結する下請建設業者（1次下請）については、原則として社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に適切に加入している者（加入義務のない者及び適用除外となる者等を含む。）に限る。その他の下請業者についても、社会保険等の加入状況に関し、未加入業者がある場合は、事情を確認することがある。
- (10) 落札者は、契約締結後直ちにCORINS登録の手続をしなければならない。
- (11) 不正その他の理由により競争の実益がないと認める場合は、入札を取り消すことがある。また、天災地変等やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を中止することがある。
- (12) 大半の入札者の入札金額が最低制限価格を大きく下回るなど、工事等の内容に看過し得ない誤解が生じている恐れがあると認める場合は、入札の執行を保留し、提出された工事費積算内訳書等を精査した上で、入札を取り消すことがある。なお、保留する期間は、保留を通知した日の翌日から起算して3日以内（市の休日を除く。）とする。

11 落札者の決定方法

- (1) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として決定し、落札者の決定を保留した上で開札を終了する。
- (2) 洲本市低入札価格調査制度取扱要領（平成24年洲本市訓令第7号）に規定する調査基準価格及び調査最低制限価格を設けた場合は、次のとおり取り扱う。
 - ① 調査最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした者の入札金額が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上であった場合、落札候補者として決定し、落札者の決定を保留した上で開札を終了する。
 - ② 調査最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした者の入札金額が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格未満であった場合、落札候補者の決定を保留して入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかを審査した上で、落札候補者を決定する。ただし、審査の結果、当該入札者がその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、最低価格入札者を落札候補者としなければならないことがある。

また、調査の対象となった者（以下「調査対象者」という。）は、開札日の翌日から起算して、原則として2日以内（市の休日を除く。）に低入札価格調査に係る資料を作成し、洲本市財務部財政課へ持参により提出しなければならない。

なお、調査対象者は、資料提出及び事情聴取等を拒んではならず、調査に対し誠実に協力しなければならない。
- (3) 落札候補者又は調査対象者（以下「落札候補者等」という。）となるべき同額の入札をした者が2者以上ある場合は、当該入札をした者があらかじめ選定したくじ番号に基づき、電子入札システムにおいて実施される電子くじにより落札候補者等を決定する。
- (4) 落札候補者と決定され、入札参加資格確認資料の提出を求められた入札者は、公告の定めるところ

ろにより、提出を求められた日の翌日から起算して原則として2日以内（市の休日を除く。）に、次に掲げる書類を洲本市財務部財政課へ持参により提出しなければならない。

① 配置予定技術者の資格調書（様式第3号）

- ・添付資料1：免許等を証する書類の写し（各種法令に基づく資格者証等）
- ・添付資料2：継続雇用を証する書類の写し（概ね3カ月以上、健康保険証等）

② 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係調書（様式第4号）

- ・添付資料1：建設業の許可の通知書の写し（契約締結予定日に法定有効期間のあるもの）
- ・添付資料2：総合評定値通知書の写し（契約締結予定日に法定有効期間のあるもの）
- ・添付資料3：株式の保有状況及び役員の就任状況が確認できる登記簿謄本等の写し（当該工事の設計業務等の受託者と関係がある場合）

※ 当該工事の設計業務等の受託者が表示されていない場合は、記載及び添付不要

③ その他市長が必要と認める資料

(5) 落札候補者が入札参加資格確認資料を期限内に提出しない場合、又は入札担当者の指示に応じない場合は、当該落札候補者がした入札は入札参加資格がない者がした入札とみなし、無効とする。

(6) 入札担当者は、入札参加資格確認資料が提出された日の翌日から起算して原則として3日以内（市の休日を除く。）に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認した場合は落札者を決定し、書面により通知する。

また、入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して書面により通知し、順次、落札候補者の入札参加資格の確認を行う。

なお、落札者とされなかった落札候補者等は、書面（様式任意）を持参して、その理由の説明を求めることができる。

12 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定日から7日以内に契約書を提出しなければならない。

(2) 落札者の決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止若しくは営業停止を受けた場合は、契約を締結しない。

13 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付に代えることができる。

(1) 保険会社との間で市を被保険者として履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 銀行等の金融機関の保証があったとき。

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(4) その他市長が特に認めるとき。

14 支払条件

(1) 前金払

契約金額が200万円以上の公共工事について、落札者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社との間で前払金に関して保証契約を締結した場合は、公共工事の前金払に関する事務処理要領（平成23年洲本市訓令第11号）第2条及び第3条の規定に基づき、契約金額の最高10分の4以内（10万円未満切り捨て）の前金払を行うことができる。ただし、工期が2箇年以上にわたる契約については、各年度に当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行うことができる。

(2) 中間前金払

契約金額が 200 万円以上かつ工期が 60 日以上建設工事においては、中間前金払と部分払の選択制とするので、当該工事の落札者は、中間前金払を受けるか、部分払を受けるかを選択する必要があり、選択後の変更は認めない。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることはできず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができない。

中間前金払と部分払の選択該当工事について中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、工事担当者から次の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、公共工事の前金払に関する事務処理要領（平成 23 年洲本市訓令第 11 号）第 7 条の規定に基づき、契約金額の 10 分の 2 以内の前金払を行うことができる。ただし、工期が 2 箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、各年度に当該年度の出来高予定額又は支払限度額の 10 分の 2 以内の前金払を行うことができる。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(3) 部分払

落札者は、公告の定めるところにより、部分払を請求することができる。

15 無効とする入札

次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一般競争入札参加申込書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者がした入札

16 その他

- (1) 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。
- (2) 契約の締結について議会の議決に付さなければならない場合（予定価格が建設工事 1 億 5 千万円以上、物品 2 千万円以上）は、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決を経たときに本契約を締結する。
- (3) 現場説明会は原則として実施しない。